契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について, 次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので, 水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第2号の規定に基づき, 次のとおり公表する。

令和6年5月29日

水戸市長 高橋 靖

- 1 随意契約をする内容
 - (1) 業務名 飯富市民センター外2施設草刈業務委託
 - (2) 業務内容 草刈業務
 - (3) 委託期間 契約日の翌日から令和6年10月31日まで
 - (4) 発注課 市民協働部市民生活課
- 2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条に規定するシルバー人材センター

- 3 申請方法
 - (1) 見積書の提出期限 令和6年5月
 - (2) 見 積 書 提 出 先 市民協働部市民生活課